

大阪府環境基本条例(一部抜粋)

前文

人は、大地、空気、水などの限りない自然の恵みのもとで、生命を育み、歴史を刻んできた。このなかで、科学技術の発達をもとに、生活の利便性が飛躍的に高められた反面、資源の大量消費をもたらすとともに、生態系にも影響を及ぼすこととなり、生命の源である地球の環境を脅かすまでに至っている。

かけがえのない地球を守り、健全で恵み豊かな環境を保全しながら将来に引き継ぐことは、私たちの願いであり、また責務である。

大阪は、経済、文化、学術など幅広い分野で輝かしい歴史を築いてきたが、二十一世紀に向けて、自然と人間の共生する社会の実現という要請が高まる中で、人類の持続的な発展への先駆者としての役割を担っていくことが求められている。

高度に都市化が進み、人口が集中するこの大阪から、すべての人の協働により、環境に優先的に配慮し、豊かな自然と人との触れ合いが保たれ、景観や歴史などの文化の香りあふれる人と地球にやさしい都市づくりを進めることが、私たちの使命である。

良好で快適な環境を享受することは、府民の基本的な権利であり、ここに、人のこころがかよひあう豊かな環境の保全と創造に向けて、府民の総意としてこの条例を制定する。

中略

(府の責務)

第3条 府は、豊かな環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 府は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体との連絡調整を緊密に行うよう努めるものとする。

(市町村の責務)

第4条 市町村は、豊かな環境の保全及び創造に関し、府の施策に準じた施策及び当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に資するため必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、豊かな環境の保全及び創造に資するよう自ら積極的に努めるとともに、府又は市町村が実施する豊かな環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(府民の責務)

第6条 府民は、その日常生活において、豊かな環境の保全及び創造に資するよう自ら積極的に努めるとともに、府又は市町村が実施する豊かな環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

「環境基本計画 - 環境の世紀への道しるべ - (平成12年12月) 環境庁」より一部抜粋

第2部 21世紀初頭における環境政策の展開の方向

第2節 持続可能な社会の構築に向けた環境政策

4 あらゆる主体の参加

環境政策の展開にあたっては、あらゆる主体が持続可能な社会の構築に参加する社会の実現を目指す「参加」の考え方の下に、各主体の政策決定への参画と自主的な環境保全の行動を促進することを政策の基本に据え、各種の政策手段によってこれを促進することが必要です。

また、社会を構成するあらゆる主体が環境に対する自らの責任を自覚するとともに、環境保全に関して担うべき役割と環境保全に参加する意義を理解し、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、自主的積極的に環境負荷を可能な限り低減していくことを目指すことが必要です。さらに、そのような取組の連携を強化していくことにより、各主体が互いに他の主体の環境配慮に資する行動を助長しあい、環境に対する配慮を一層行いやすくする社会環境を整えていくことも必要です。

あらゆる主体の参加のための取組を推進していくためには、各主体が自らの行動が環境に対してどのような影響を与えており、環境を保全していくためどのような行動を行うことが期待されているかということについて、具体的に認識することが重要です。

このため、国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国が担うべき役割を本計画において明らかにし、これを踏まえ、環境教育・環境学習の推進や積極的な情報の提供、各主体間の対話の促進、各主体の取組のネットワーク化やパートナーシップの構築などを通じて、各主体相互の協力と連携を図りながら、各主体の自主的積極的取組を促進します。

また、そのような取組において、各主体の役割の分担を公平なものにするためには、環境利用のコストを価格に織り込むことを求める「汚染者負担の原則」や、生産した製品などについて生産者自らが、製品などが使用されて廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任(EPR)」の考え方を踏まえ、各主体が責任ある行動をとることが重要です。同様に、自然の恵沢の享受と保全に関しては、受益と負担の両面にわたって社会的公正が確保されることが重要です。

(1) 国民

今日、国民の日常生活に起因する環境負荷が増大する中であって、国民の生活様式を持続可能なものに転換していくことが必要です。特に、地球温暖化問題、廃棄物・リサイクル問題や、閉鎖性水域の富栄養化問題、交通公害問題、近隣騒音問題などのように個人の行動が直接に環境負荷の削減に結びつく分野においては、個人の行動による直接的な効果が期待されます。

このため、国民は、人間と環境との関わりについての理解を深め、自己の行動への環境配慮の織り込みに努め、日常生活に起因する環境への負荷の低減に努めることが必要であり、また、身近な環境をよりよいものにしていくための行動を自主的積極的に進めることが重要です。

また、環境保全に関する女性の高い関心、豊かな知識や経験がより広くいかされるよう、女性の地位向上などに係る施策とあいまって、環境の分野において男女の共同参画を進めることや、次世代を担う子どもや青年が環境保全について理解を深め、これに取り組むことが重要です。

さらに、環境に配慮した製品を優先的に購入する「グリーン購入」や、環境保全への取組を促進する金融商品の利用などについては、個人が消費者、投資者、労働者の立場で事業者に極的に働きかけ、事業者の環境保全への取組を促すものとして効果があります。国民には、他の主体の環境配慮を促すそのような行動を自主的積極的にとることが期待されます。

なお、持続可能な社会を構築するためには、政策決定過程に国民の意見を反映させることが重要であり、そのための適切な機会を設けることに留意する必要があります。

(2) 事業者

今日、通常の事業活動に起因する環境への負荷が増大している中であって、経済活動の大きな部分を占める事業者の取組が極めて重要です。様々な事業活動に際して、公害防止のための取組はもとより、資源・エネルギーの効率的利用や廃棄物の削減、生産工程や流通過程からの環境負荷の削減など、製品やサービスのライフサイクル全体を見渡した取組を自主的積極的に進めることが必要です。

特に、事業者は、環境保全のための新たな技術の開発や、環境に配慮した製品設計の実施、製品の流通方式における工夫などにより、消費や廃棄の段階における環境負荷の低減にも寄与しうる立場にあり、そのような面において、その能力をいかした積極的な取組を行うことが必要です。

また、環境保全に資する製品やサービスを提供するエコビジネスは、各主体の環境保全のための取組の基盤の整備に資するものとして、環境への負荷の少ない持続可能な社会の形成に重要な役割を担うものであり、積極的な展開が期待されます。

さらに、事業者の行動への環境配慮の織り込みをより普遍的なものにしていくため、事業者が環境管理システムなどの適切な環境管理のための仕組みを導入して環境に配慮した事業活動を行うことが期待されます。また、その成果が、環境会計、環境パフォーマンス評価、ライフサイクル・アセスメント（LCA）などを活用して適切に評価され、環境報告書や環境ラベルなどによって適切に情報開示されることにより、消費者や投資家などの環境配慮型の行動と呼応して環境配慮型の行動が拡大、助長されていく社会的なサイクルが形成されていくことが期待されます。

このような個別的な事業者の取組に加え、事業者が集团的に環境保全のための取組を行う事例が増加しており、そのような取組の拡大が社会全体の環境保全の取組の目標設定に寄与していくことが期待されます。

(3) 民間団体

国民や事業者により組織され、緑化活動、リサイクル活動、ナショナルトラスト運動、啓発活動、調査研究その他の環境保全に関する活動を行う非営利的な民間団体は、自律的、組織的に幅広い活動を活発に行うことにより環境保全のための取組に関する基盤を形成するなど、大きな役割を果たしています。民間団体は、あらゆる主体が環境保全に関する行動に主体的に参加する社会を構築していく上で、取組の結節点として重要な役割を果たすと考えられ、特に、草の根の活動や民間国際協力などきめ細かな活動への期待は大きくなっています。

また、このような民間団体のみならず、生産者団体、消費者団体、労働組合など、幅広い民間団体の参加が重要となってきました。

さらに、民間団体の役割としては、自ら具体的な環境保全活動を行うことのほか、行政、事業者、個人など各主体の取組を評価すること、専門的な情報を国民に分かりやすく伝達することなどにより各主体の情報の橋渡しを行うこと、自らの専門的能力をいかした提言を行うことなどが期待されます。

(4) 地方公共団体

地方公共団体は、持続可能な社会の構築の基礎である地域の環境保全に関して主要な推進者としての役割を担うとともに、地域の取組の調整者としての役割を担います。このため、地方公共団体は、地域の自然的社会的条件に応じて、地域における取組の目標や方向性などの提示、各種制度の設定や社会資本整備などの基盤づくり、各主体の行動の促進など、事業者、住民、民間団体や国の関係機関と協力、連携し、地域における環境保全施策を総合的に展開する必要があります。

また、自らの行動に関しては、事業者・消費者としての活動について環境保全に資する行動を率先して実行するとともに、それ以外の活動についても、環境配慮を幅広く積極的に織り込んでいくことが重要です。

(5) 国

国は、各主体の参加により社会全体としての取組が総合的に進められることにより環境が保全されるよう、各主体の参加を促進する枠組みを構築し、国民、事業者、民間団体、地方公共団体と協力、連携し、総合的に環境保全対策を推進する役割を担います。このため、環境保全の取組の目標や方向性、役割分担などを提示するとともに、社会経済システム全般の転換や国土の利用における環境配慮の織り込みなどを通じ、各主体の行動の基盤づくりを行います。

また、各主体の自主的、積極的行動を促進するため、環境教育・環境学習の推進、民間活動の支援、情報の提供などを行うとともに、各主体間の対話を促進し、取組相互のネットワーク化とパートナーシップの構築を推進します。

さらに、自らの行動に関しては、引き続き、事業者・消費者としての活動について環境保全に資する行動を率先して実行するとともに、それ以外の活動についても、環境配慮を幅広く積極的に織り込んでいきます。